

議案第 3 号

野田市水道事業給水条例及び野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

野田市水道事業給水条例及び野田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市水道事業給水条例及び野田市下水道条例の一部を改正する条例

(野田市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 野田市水道事業給水条例(昭和49年野田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第231条の2第6項の規定による指定代理納付者」を「第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者」に改める。

(野田市下水道条例の一部改正)

第2条 野田市下水道条例(昭和62年野田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第231条の2第6項の規定による指定代理納付者」を「第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第6条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する第1条の規定による改正前の野田市水道事業給水条例第27条第1項の規定及び第2条の規定による改正前の野田市下水道条例第12条第2項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

提案理由

水道料金及び下水道使用料の徴収について、利用者の納付の利便性の向上を図るため、従来の指定代理納付者による納付制度に代わる指定納付受託者による納付制度を導入するため関係規定の整備をしようとするものである。

参考資料

野田市水道事業給水条例及び野田市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市水道事業給水条例（昭和49年野田市条例第19号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第 27 条 料金は、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者</u>による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、毎月、徴収することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第 27 条 料金は、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定代理納付者</u>による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、毎月、徴収することができる。</p> <p>2 (略)</p>

○ 野田市下水道条例（昭和62年野田市条例第26号）（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 前項の使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者</u>による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、毎月、徴収することができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 前項の使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定代理納付者</u>による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、毎月、徴収することができる。</p> <p>3・4 (略)</p>